

IASB 公開草案「公的説明責任のない子会社：開示」 に対するコメント・レター

ASBJ 専門研究員 はなざわ のりひろ
花澤 徳裕

企業会計基準委員会（以下「当委員会」という。）は、国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）から2021年7月に公表された公開草案「公的説明責任のない子会社：開示」（以下「本公開草案」という。）に対して、2022年1月にコメント・レターを提出している¹。

本公開草案の概要²

本公開草案は、新しい任意適用のIFRS基準書を提案しており、IASBが中小企業³（SMEs）のために特別に開発した中小企業向け国際財務報告基準（以下「IFRS for SMEs 基準」という。）のようにIFRS基準とは別個の独立した基準ではなく、IFRS基準に含まれる1つの基準書として開発されたものである。

本公開草案は、適格要件を満たす子会社に、削減された開示要求を伴ったIFRS基準の適用を可能とする提案をしている。適格要件を満たす子会社とは、親会社がIFRS基準に準拠した連結財務諸表を作成しており、公的説明責任のない（企業の負債性又は資本性金融商品が公開市場で取引されておらず、主要な事業の1つとして外部者の受託者として資産を保有していない）子会社をいう。当該子会社は、親会社の連結財務諸表作成目的で、IFRS基準を適用して親会社に対して報告を行っているが、本公開草案を選択することで、当該子会社は自社の財務諸表を作成する際に、開示要求が削減されたIFRS基準を適用することができるようになり、当該子会社の財務諸表の有用性を維持しつつ、子会社のコスト削減が見込まれている。

コメント・レターの概要

本公開草案に対する当委員会の主なコメントは以下のとおりである。

(1) 範囲について

当委員会は、IASBの「財務報告に関する概念フレームワーク」BC3.13項⁴に示されているとお

1 コメント・レターの全文は、<https://www.asb.or.jp/jp/wp-content/uploads/20220119.pdf>（日本語）及び https://www.asb.or.jp/en/wp-content/uploads/20220119_e.pdf（英語）をそれぞれ参照されたい。

2 本公開草案の詳細は、「季刊会計基準」第74号「IASB公開草案『公的説明責任のない子会社：開示』の概要」（69～76頁）で紹介している。

3 IFRS for SMEs 基準では、中小企業を、(a)公的説明責任を有さず、かつ、(b)外部利用者に一般目的財務諸表を公表する、企業と定義している。

4 BC3.13項は「IASBは一般目的財務諸表について、誰が作成しなければならないか、誰が作成すべきか、誰が作成できるのかを決定する権限はない」と示している。

り、IASB は各法域において、IFRS 基準に準拠して、誰が財務諸表を作成しなければならないか、誰が作成すべきか、誰が作成できるのか、を決定する権限は有していないと考えている。そのような権限を有するのは各法域における規制当局であり、規制当局が、その法域固有の事情を考慮して、法域の法令等に基づき作成する財務諸表に IFRS 基準を適用することを要求又は容認するかどうかを決定するものと考えている。

したがって、当委員会は、本公開草案についても、IASB は誰が適用しなければならないか、誰が適用すべきか、誰が適用できるのかを決定すべきではないと考えている（IFRS for SMEs 基準についても、IASB は誰が適用しなければならないか、誰が適用すべきか、誰が適用できるのかを決定すべきではないと考えている。）。

また、当委員会の法域では、法令で定められた会計基準に基づく法定の財務諸表に加え、企業が自発的に異なる会計基準に基づき財務諸表を作成することがかなり一般的であるが、本公開草案を適用して開示が作成された旨が明確になっている限り、どのような種類の企業が自発的に作成した情報であっても、その情報は IFRS 基準に準拠したものとして扱われるべきであると考えており、そのためにも IASB が本公開草案において適用範囲を定めるべきではないと考えている。

なお、IASB が本公開草案の適用範囲を定めない場合であっても、IASB が本公開草案の開発にあたって意図した企業の範囲を示すことは有用であると考えている。

(2) 公開草案 (ED/2021/3) 「IFRS 基準における開示要求—試験的アプローチ IFRS 第 13 号及び IAS 第 19 号の修正案」との関係について

本公開草案は、開示要求に開示目的を含めないことを提案しているが、公開草案「IFRS 基準における開示要求—試験的アプローチ IFRS 第 13 号及び IAS 第 19 号の修正案」では、開示目的を定め、その目的を満たすために企業に判断を促すアプローチを提案している。当委員会は、これらの考え方をどのように両立させるのか（あるいは両立させないのか）を明確にすべきであると考えている。

(3) 開示要求の開発アプローチの一貫的な適用について

当委員会は、本公開草案のように開発アプローチを定め、それに基づいて会計基準を開発する場合、例外事項は設けないことが望ましいと考えている。このことは、本公開草案の理解可能性を高めるだけでなく、将来の会計基準の開発の予見可能性を高めることにもなる。また、例外事項が存在することは、原則が正しく説明できていないことを示唆している可能性がある。当委員会は、次の点で、開発アプローチが一貫的に適用されていないと考えている。

- ① 本公開草案は、IFRS for SMEs 基準が最後に更新された後に IFRS 基準の開示要求に対して加えられた改善について、その一部のみを開発の対象としているが、当委員会は、このような時期の相違から生じる開示要求のすべてについて開発の対象とすべきであるとする。
- ② 本公開草案で提案されている個々の開示要求が、開発アプローチをどのように適用した結果として要求ないし削減されているのか、必ずしも明確でないため、本公開草案の開示要求の開発過程を理解できるような追加的な説明や明確化が必要であるとする。